

各居宅サービス担当者様

うえるびーいんど

平成28年 4月 2日

第307号

ウェルビーイング (well-being) 身体的にも精神的にも社会的にも良好に「その人にとってより良く生きていく」ということを意味する言葉です。
この紙面において、医療・介護に関する情報を
お伝えしていければと思っています。



「特定事業所集中減算」 見直しを会計検査院が求める

会計検査院は、介護保険制度の実施状況に関する会計検査の結果を公表し、厚労省に対して、「特定事業所集中減算」の見直しの検討を求める報告を行いました。

「特定事業所集中減算」は、居宅介護支援事業所に対して、ケアマネジメントの公平性・中立性を高める仕組みとして導入されたものです。正当な理由が無いにもかかわらず、ひとつの事業所が提供するサービスを多くプランに盛り込んでいると対象になり、各ケースの報酬を月200単位減らされてしまいます。

厚労省は昨年4月の介護報酬改定において、判断の基準となる事業所の集中割合を90%から80%へ引き下げ、利用者の「困り込み」を防ぐ機能を強化する見直しを行っていました。

会計検査院は今回、この「特定事業所集中減算」の効果を把握するための調査を実施。21都県にある2230カ所の居宅介護支援事業所を抽出し、2012年9月から2013年8月までの1年間につくられたプランのチェックを行いました。

調査では、集中割合が90%を上回っている支援事業所のうち、約80%が、正当な理由があると認められ「特定事業所集中減算」が適用されておらず、その正当な理由の認定状況は各都道府県間で差異が見受けられる状況が明らかになりました。

しかし、集中割合が「80%超90%以下」だった306事業所に対して、減収を避ける目的で意図的に集中割合を下げたことがあるかを質問したところ、回答のあった216事業所のうち、35%の76事業所が「ある」と答えており、集中割合を調整するために、利用者本位とは異なるプランが作られていると指摘しています。

また、報告では「個々の利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立ってプランを作成した結果として、集中割合が高くなることもある。ケアマネジメントの公正・中立を確保する効果が、特定事業所集中減算に本当にあるのか」とのケアマネの意見も紹介。厚労省に対し、「これらを十分に検証・検討すること」を要請しています。

厚労省の担当者は、「検査院の指摘も踏まえ、より良い方策をめぐる議論を深めていく」と話しているようです。

通所リハビリから訪問診療まで
在宅サービスのことは、何でもご相談下さい。
在宅で生活していく皆さんを応援します！



春日部厚生クリニック

TEL 754-4313
介護連携室 根岸